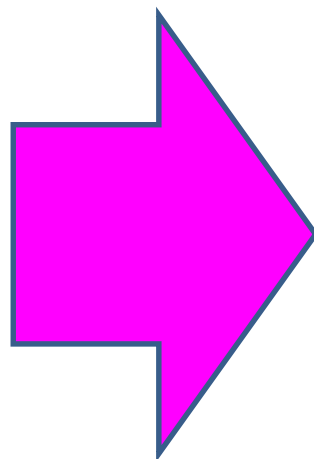


都道府県研修の企画・立案にむけて

It's NEW



従事者養成テキストの位置づけ

- 平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」における、自立相談支援事業、任意事業に従事する支援員が備えておくべき、倫理と基本姿勢、必要とされる知識や支援技術を学ぶことのできるテキストとして平成26年に発行され「実践の礎」として活用されてきました。
- 自治体の制度担当者や、研修企画に携わる方々が、制度の体制整備や都道府県研修を実施するうえでも用いられてきました。

テキスト【第2版】の特徴は？ ①

令和4年5月20日刊行！

1. 平成30年の改正法をふまえて、内容がリニューアルされました。（第1章第1節）
2. 「地域共生社会の理念と重層的体制整備の創設」が加筆されました。（第1章第4節）
3. 対象者の特性をふまえた支援のあり方に、ヤングケアラー、自営業・フリーランス等の項目が加わりました。（第3章第1節）

テキスト【第2版】の特徴は？ ②

4. 第4章「相談支援の展開」がリニューアルされました。「法改正による自立相談支援事業の強化」(第4章第5節)が加わりました。
5. 第5章「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に「関係機関間の情報共有を行う会議体(支援会議)」(第5章第5節)が加わりました。
6. 第6章「自立相談支援機関における就労支援」に4つのコラムが加わりました！

注目！！

テキスト【第2版】の特徴は？ ③

7. 第7章「任意事業の展開」が加わりました。
任意事業の意義、各事業のあり方や目標がまとめられています。
8. 第8章「職員の資質向上と職場づくり」に
第2節「都道府県による研修等の市等への支援事業の創設」が加わりました！
9. 第8章第4節に「主任相談支援員が行うスーパービジョン」が加わりました。

ぜひお読みください！

第2版

生活困窮者自立支援法

自立相談 支援事業

従事者養成研修テキスト

自立相談支援事業
従事者養成研修テキスト
編集委員会 編集

中央法規

新しいテキストを活用しながら「人が人を支える支援」「支援員が支えあえる職場づくり」を充実させていきましょう！

